

諫早市告示第157号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和4年度の建設工事、建設工事に関する調査・設計及び測量業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）並びに物品の製造の請負、売買又は庁舎清掃等の業務委託（以下「物品等（清掃等業務委託を含む。）」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格等を下記のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の11第3項並びに諫早市契約規則（平成17年規則第54号）第2条及び第16条の規定により告示する。

令和3年9月30日

諫早市長 大久保 潔 重

記

第1 競争入札に参加しようとする者の資格等に係る基本的事項

1 入札参加資格

競争入札に参加しようとする者の資格等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。）
- (2) 経営状態が健全である者（会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていな

い者。ただし、更生又は再生手続開始の申立てがなされた者で、手続開始の決定を受けた者を除く。)

(3) 諫早市税等を滞納していない者

(4) 諫早市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条の規定による暴力団等に該当しない者

2 入札参加資格審査申請書類の申請期間

令和3年11月1日から令和3年12月24日まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで

（ただし、正午から午後1時までを除く。）

3 提出場所

長崎県諫早市東小路町7番1号 諫早市役所

財務部契約管財課（本館3階）

4 入札参加資格審査申請の方法

入札参加資格審査の申請をしようとする者は、市長が別に定める以下の要項に基づき、書類を提出しなければならない。

(1) 令和4年度諫早市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書提出要項【建設工事】

(2) 令和4年度諫早市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書提出要項【建設コンサルタント業務等】

(3) 令和4年度諫早市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書提出要項【物品等（清掃等業務委託を含む。）】

5 入札参加資格の審査期間

令和4年1月1日から令和4年3月31日まで

6 入札参加資格の登録

入札参加資格の審査申請が適正なものであると認められるときは、入札参加資格者名簿に登載する。

7 入札参加資格の有効期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

第2 契約の種類による資格要件

1 建設工事に係る契約

建設工事の競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている者であること。
- (2) 入札に参加しようとする工種に関して、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項の審査を受け、経営事項審査の総合評定値（P）の通知を受けている者であること。
- (3) 経営事項審査の審査項目の中で、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっている者であること。

2 建設コンサルタント業務等及び物品等（清掃等業務委託を含む。）に係る契約

建設コンサルタント業務等及び物品等（清掃等業務委託を含む。）の競争入札に参加しようとする者は、営業に関し、法律上必要な資格・登録を有している者でなければならない。